

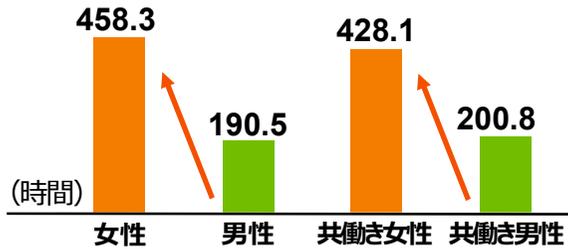
男性育休の取得促進を原動力に、「共働き・共育て」の県民運動を強力に推進！

「共働き・共育て」に取り組むねらい

- ▶ 出産・子育てに対する負担感の軽減【出生数の増】
- ▶ 固定的性別役割分担意識にとらわれない社会づくり【若者に選ばれる高知県（社会減の改善）】

共働き家庭でも女性が2倍多い

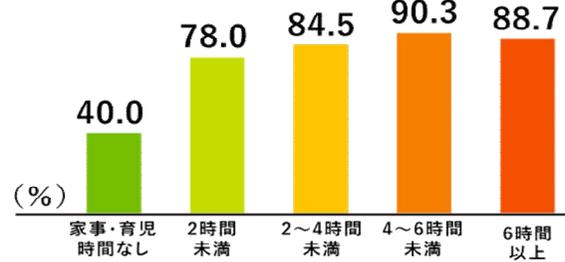
【未就学の子を持つ男女の家事・育児時間(平日)】



出典：R6少子化対策県民意識調査（高知県）

父親の家事・育児時間が長いほど第2子以降の生まれる割合が増加

【男性の家事・育児時間別 第2子以降出生状況】



出典：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査」

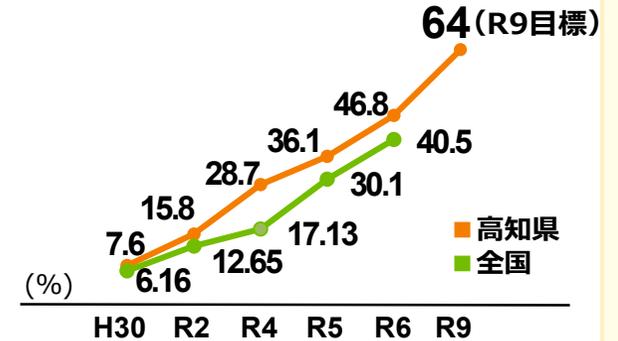
県内企業の男性育児休業取得率

46.8% (R6速報値)

全国平均は40.5%

育休を取得する男性は年々増えているがR9目標の64%にはまだ遠い状況

【男性の育児休業取得率の推移】



出典：高知県労働環境等実態調査、雇用均等基本調査

取り組み 1

300人以下企業の取得率公表を後押しする新たな仕組みの創設



取り組み 2

官民協働の協議の場を設置

共働き・共育て推進会議

取り組み 3

隼より始める

令和11年度に県職員の1か月以上の男性育休取得率100%を目指す

活動方針

- 男性の育児休業取得率向上に向けた機運の醸成
トップが意義や効果を発信し、事業所ごとに取得状況の改善を図る。
- 男性の育児休業取得率向上に向けた職場環境整備の推進
制度周知や業務分担の見直しにより、取得しやすい環境を整える。
- 仕事と家庭の両立支援を通じた県内企業等の魅力向上
柔軟な働き方と両立支援を進め、企業の魅力向上につなげる。
- 地域や職場などで子育てを支えていく機運の醸成
地域や職場で子育てを支える活動を進める。

共働き・子育て推進会議活動方針

令和7年9月

本県の総人口は昭和60年以降減少を続けており、昨年の出生数は3,108人と過去最少を更新するなど、大変厳しい状況にある。

今後もこうした状況が続けば、地域社会の存続・維持が困難となり、本県の未来に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

このため、若者、特に若い女性の減少をできるだけ早期に食い止め、持続可能な人口構造へと転換するべく、県では「高知県元気な未来創造戦略」を策定し、各般にわたる取り組みを全力で進めている。

中でも、出生数の増加を後押しするとともに、若者、特に若い女性に高知を選んでもらうためには、「家事・育児は女性」という固定的な性別役割分担意識を解消し、女性の負担を軽減する取り組みが大変重要である。また、地域全体でこどもの誕生を祝福し、子育てを支えていくための取り組みも求められる。

こうした取り組みは行政だけで成し得るものではなく、企業や団体、県民の皆さんの参画が不可欠である。

このため、ここに「共働き・子育て推進会議」を設立し、男女間で負担を分かち合う「共働き・子育て」の生活スタイルの普及・定着を図るとともに、社会全体で子育てを支える取り組みをオール高知の県民運動として進めていく。

については、下記を本推進会議の活動方針として定める。

記

1 男性の育児休業取得率向上に向けた機運の醸成

「男性が育児休業を取得するのが当たり前の高知」を目指し、トップ自らが男性の育児休業取得の意義や、家事・育児を共に担うことがもたらす効果を伝えるなど、職場全体で機運の醸成を図る。

2 男性の育児休業取得率向上に向けた職場環境整備の推進

男性の育児休業の取得を促すため、対象者に対し、支援制度の情報提供や、上司による積極的な声かけ等を行うとともに、業務分担の見直しや代替要員の確保などにより、取得しやすい職場環境の整備を推進する。

3 仕事と家庭の両立支援を通じた県内企業等の魅力向上

男性の育児休業取得率向上を図るとともに、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟・多様な働き方の推進に取り組み、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進め、県内企業等の魅力向上を図る。

4 地域や職場などで子育てを支えていく機運の醸成

地域や職場など様々な場面においてこどもを大切にし、子育て中の方々を応援する取り組みを進めることで、社会全体でこどもの誕生を祝福し、子育てを支えていく機運の醸成を図る。

共働き・共育て推進会議設置要綱

1 名称

この会議は、共働き・共育て推進会議（以下「会議」という。）と称する。

2 目的

共働き・共育て推進会議は、オール高知で人口減少対策に取り組む中、特に、自然増及び社会増双方に効果があると考え「共働き・共育て」の県民運動を強力に推進することを目的とする。

3 組織

- (1) 会議は、「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言をした団体（別表：共同宣言団体）の代表者をもって構成する。
- (2) 会議に、会長1名を置き、会議出席者の互選により選任する。
- (3) 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- (4) 高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課が事務局を務める。

4 会議

- (1) 会議は、会長が招集し、会長が運営進行する。
- (2) 共同宣言団体の代表者（会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該代表者が適当と認める者を代理として、会議に出席させることができる。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

別表 共同宣言団体

高知県商工会議所連合会
高知県商工会連合会
高知県中小企業団体中央会
高知県経営者協会
日本労働組合総連合会高知県連合会
一般社団法人高知県医師会
一般社団法人高知県歯科医師会
公益社団法人高知県薬剤師会
公益社団法人高知県看護協会
高知県社会福祉法人経営者協議会
高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
高知県農業協同組合中央会
高知県森林組合連合会
高知県漁業協同組合連合会
一般社団法人高知県建設業協会
一般社団法人高知県トラック協会
高知労働局
高知県市長会
高知県町村会
土佐経済同友会
高知県中小企業家同友会
一般社団法人高知県銀行協会
一般社団法人高知県工業会
一般社団法人高知県製紙工業会
一般社団法人高知県情報産業協会
公益社団法人日本青年会議所四国地区高知ブロック協議会
高知県生活協同組合連合会
一般社団法人高知県産業廃棄物協会
高知県